

公益信託 宇流麻福祉基金

募集要項（第 19 回）

公益信託 宇流麻福祉基金
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
事務局 株式会社琉球銀行

1. 助成先

（1）助成対象者

沖縄県内において県民のための社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業、及び第2種社会福祉事業に係わる社会福祉活動を行う法人、又は団体（2年以上の事業実績を有していること）とする。

（2）助成対象事業

① 沖縄県内の下記社会福祉に関する独創的、先駆的な事業・企画に対する助成金の支給。

（日常の人件費や交通費は、助成対象外とする。）

② 沖縄県内において障害者、高齢者（65歳以上の要介護者）及び児童に対する下記社会福祉に係わるボランティア活動を行っている団体を支援するための施設・機器の整備助成金の支給。

ア. 在宅障害者・高齢者等に対する給食、入浴、家事援助活動

イ. 在宅障害者・高齢者等の外出補助活動

ウ. ひとり暮らし、寝たきりの高齢者等に対する訪問活動

エ. 点訳・録音活動

オ. 障害者福祉施設・高齢者福祉施設等での労力提供活動

カ. 障害者・高齢者等に対する文化、レクリエーション活動の指導、援助活動（施設等社会福祉事業に係わるものに限る。趣味的な活動を行う団体を除く）

キ. その他児童の福祉等上記に準ずる活動

2. 応募資格

沖縄県内において県民のための社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業、及び第2種社会福祉事業に係わる社会福祉活動を行う法人、又は団体（2年以上の事業実績を有していること）であって、主に公的助成が行われていない法人又は団体とする。（当基金から既に助成を受けた法人・団体は選考対象上、後順位とする。）

3. 助成金

- ・ 本年度の助成金総額は300万円の予定。
- ・ 助成金額は、原則として総事業費の70%、かつ50万円を限度とする。

4. 応募方法

当基金所定の「助成金支給申請書」及び「事業計画書」に必要事項を記入し、所定の期日までに当基金に提出する。

5. 応募期間

平成 25 年 12 月 2 日（月）～ 平成 26 年 1 月 31 日（金）

6. 選考の方法

公益信託 宇流麻福祉基金運営委員会の審議により、受給者及び助成金額を決定する。

7. 助成金の給付

平成 26 年 3 月中に、銀行振込により給付する。

8. 報告書

受給者は、毎年度助成の対象となった事項に係わる報告書を当基金に提出する。

9. 募集窓口

株式会社 琉球銀行 総合企画部 地域貢献室 TEL 098-860-3787

（担当 宮城）

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 リテール受託業務部 公益信託グループ TEL 03-6250-4596

（担当 江川）

10. 申請書提出先

〒900-0015

沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 11 番 1 号

株式会社 琉球銀行総合企画部内

公益信託 宇流麻福祉基金事務局